

京橋 青色 だより

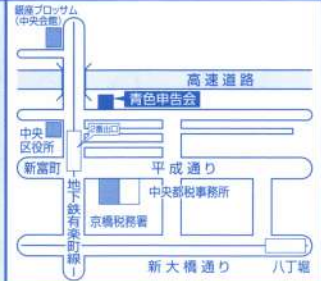


一般社団法人

京橋青色申告会

〒104-0041 東京都中央区新富2-1-7 富士中央ビル1階

TEL 03-3551-1589 FAX 03-3555-3675



京橋税務署からのお知らせ

確定申告書作成会場を 「東京国税局」に開設します！

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の
作成・提出会場は **東京国税局 1階** となります。

所在地

中央区築地5-3-1

最寄駅

大江戸線 築地市場駅
日比谷線 東銀座駅・築地駅

開設期間：令和**3**年**2**月**16**日(火)～**3**月**15**日(月)

※ 土・日及び祝日を除きます。

ただし、2月21日(日)及び2月28日(日)は開場します。

※ 申告書作成会場では納税及び納税証明書の発行は受け付けておりません。

受付時間：午前8時30分～午後4時(相談は午前9時15分から)

※ 受付時間終了間際は大変混雑するため、早めにお越しください。

税務署内では確定申告書の作成・相談は行っておりません。

〈案内図〉



自宅等で
申告書作成

国 税 庁
ホームページ

確定申告書作成コーナー
(www.nta.go.jp)

申告書提出
申告書作成

東京国税局1階

申告書提出
(郵送)

税 務 署

※ ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

会場は、6署合同(麹町・神田・日本橋・京橋・江東西・江東東税務署)の開催です。

【問合せ先】〒104-8557 中央区新富2-6-1 TEL 03(4434)0011(代表)

『会長挨拶』

(一社)京橋青色申告会 会長 佐藤 喜八郎



新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、会務運営に特段のご指導、ご協力をいただき誠にありがとうございました。

当会は、一般社団法人として地域に密着した会活動を推進しておりますが、この活動も、会員の皆様並びに税務連絡協議会の幹部役員の皆様、さらにはご当局の皆様のご指導の賜物と深く感謝しております。

昨年を振り返りますと、中国・武漢で発生したとされる新型コロナウイルスが世界中で流行し、日本では、4月に緊急事態宣言発令、東京都では、特定事業者の休業要請、時短営業等、経済活動に深刻な打撃を受けました。当会といたしましては、会員の皆様が通常の営業に戻れるよう、より一層のサポートをしていく所存であります。

さて、まもなく、令和2年分の所得税・消費税の確定申告が始まります。今年も東京国税局の1階に確定申告書作成会場が開設されます。麹町税務署・神田税務署・日本橋税務署・京橋税務署・江東西税務署・江東東税務署の6署合同の作成会場です。麹町・神田・日本橋・京橋・江東西・江東東6会の青色申告会も合同で「青色コーナー」にご協力させていただきます。また、当会事務局では、東京税理士会京橋支部の先生方のご協力を得ながら、会員皆様の適正な決算・申告の指導と電子申告に取り組んでいきますので、よろしくお願いいたします。

結びになりますが、会員皆様方のご健勝とご多幸、そしてご事業のご繁栄を心からお祈り申し上げまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

『新年の御挨拶』

京橋税務署長 湯本 幸治



新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人京橋青色申告会の皆様におかれましては、新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による前例のない状況下、様々なご苦労があると思いますが、佐藤会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方におかれましては、税務行政全般にわたり、多方面から深いご理解と格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、記帳指導会や各種研修会の開催など地域に根差した幅広い活動を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしていただきました。このような活動は、税務行政の円滑な運営に欠かすことのできないものであり、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、まもなく令和2年分の確定申告の時期を迎えますが、今回の確定申告では、「会場における感染防止策の徹底」が最重要事項となります。

そこで、申告書作成会場では、混雑回避を図るため「入場整理券方式」が導入されますが、会場に来場せず、自宅からe-Taxを利用し申告していただくことが、感染症の感染防止の観点からも有効であることから、私どもは、より一層e-Taxの定着に向けて取り組むこととしています。

会員の皆様におかれましても、e-Taxの更なる普及にご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、本年も確定申告書作成会場において「青色コーナー」への従事なども併せてお願い申し上げます。

京橋税務署は、昨年12月14日に新富に戻ってまいりました。仮庁舎での執務中は会員の皆様にはご不便をおかけいたしました。ご協力をいただき御礼申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が貴会にとってますます飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



『新年のご挨拶』

東京都中央都税事務所長 三浦 仁



令和3年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

京橋青色申告会の役員・会員の皆様方には、都の税務行政はもとより、都政全般にわたり多大なご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、東京都では、今夏に予定される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて万全な体制で臨むとともに、新型コロナウイルス感染症対策や企業経営者等への事業支援、そして様々な都政改革を着実に進めてまいります。

また、当所は、令和3年1月4日より京橋税務署との合同庁舎に移転し業務を再開いたしました。これまで以上に、税務情報の適切な管理をはじめ、都民や事業者の皆様にご信頼され親しまれる都税事務所を作っております。結びにあたり、貴会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

『新年のご挨拶』

中央区長 山本 泰人



新年明けましておめでとうございます。佐藤会長さんをはじめ一般社団法人京橋青色申告会の皆さまには、令和3年の新春をご健勝のうちにお迎えのことと心からお慶び申し上げます。旧年中は、税務行政はもとより、区政万般にわたり温かいご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、商工業のまち中央区では経済的影響をとりわけ大きく受けており、区の財政面においても厳しい状況が続くことが見込まれますが、一日も早く活力ある中央区を取り戻せるよう、区民生活を守ることはもとより、地域の賑わいや事業活動の回復と経済の再生に向けた支援策に全力で取り組んでまいります。今後とも、「誰もが明るく安心して暮らせるまち」「活気を持って働くことができるまち」の実現のため、皆さまの一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭に当たり、貴会のますますのご発展と会員皆さま方のご健勝・ご多幸、ご事業のご繁栄をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

令和2年度 納税表彰 受彰者のご紹介

受彰者氏名 (敬称略)

- 京橋税務署長感謝状受彰者…………… 遠藤 文夫
…………… 小林 秀視
- (一社)京橋青色申告会長感謝状受彰者…………… 高野 綾子

令和2年度 税務功労者 受彰者のご紹介

受彰者氏名 (敬称略)

- 東京都主税局長表彰受彰者…………… 市川 尚一
- 中央都税事務所長表彰受彰者…………… 大塚健次郎



税理士会が行う小規模納税者の方などのための「無料申告相談」

会場	期間	時間	近隣駅のご案内
月島特別出張所 中央区月島4-1-1 月島区民センター1階	1月29日(金)から 2月9日(火)まで (土・日及び祝日を除きます。)	午前9時30分から12時 (受付は午前11時まで) 午後1時から午後5時 (受付は午後4時30分まで)	東京メトロ「月島」駅 都営大江戸線「月島」駅 10番出口徒歩1分

◆活◆動◆報◆告◆



□フラワー アレンジメント 教室

11月14日(火)・12月22日(火)に事務局にてフラワーアレンジメント教室が開催されました。

当日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からクラスを2つに分けて少人数での開催となりました。



□会長講演会

11月10日(火)に京橋税務署にて佐藤会長が「京橋税務署管内の今昔物語」と題しまして講演を行いました。当日は京橋税務署の若手職員を中心に約50名の職員の前で、クイズを織り交ぜながら京橋税務署管内の歴史についてお話ししました。

中央都税事務所からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

■ 対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少(※1)した中小事業者等(※2)で令和3年2月1日(月)までに下記の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下)又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。



申告期限(令和3年2月1日)を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなりますので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いいたします。



お問合せ先 詳細は、コールセンターへお問い合わせいただくか、主税局HPをご覧ください。

▶ 東京23区固定資産税コロナコールセンター

▶ 主税局ホームページ

03-3525-4106 (平日9時から17時)

主税局 コロナ

検索

開設期間: 令和2年12月1日(火)～令和3年2月1日(月)



マイペースで、イータックス。